

木材産業等高度化推進資金（拡充）

【平成20年度概算決定額 全体融資枠（1,268億円）】

事業のポイント

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化等を図るために必要な低利の運転資金等の貸付けを行います。

（木材産業等高度化推進資金制度の概要）

- ・ 木材産業等高度化推進資金は、森林組合、事業者、森林所有者等に対し、運転資金等の低利融資を行う制度資金。
- ・ 低利融資の資金内容は、①立木・素材・木材製品の購入代金、輸送費、②木材加工を行うのに必要な作業労賃、③造林のための費用等。

政策目標

- ① 「間伐等促進資金」については、今後2012年までの6年間に平均で毎年55万 ha、計330万 ha の間伐の実施
- ② 「経営高度化促進資金」及び「木材加工流通システム整備資金」については、新たな森林・林業基本計画に基づき平成27年までに木材供給量を35%増加

<内容>

低利融資の貸付要件の変更とメニューの創設。

1. 間伐等促進資金

① 2倍協調資金（創設）

地域材取扱量がおおむね10,000m³以上で、かつ、間伐材取扱量がおおむね5,000m³以上の者が間伐を実施する場合、一層低利な運転資金を融通。

（H20～24年度までの措置）

② 3倍協調資金（貸付要件の変更）

従来の貸付要件を緩和し、地域材取扱量がおおむね5,000m³以上で、かつ、間伐材取扱量がおおむね2,500m³以上の者が間伐を実施する場合、低利な運転資金を融通。

2. 経営高度化促進資金（2倍協調資金：創設）

川上と川下の協定等に基づき大ロットでの安定取引を確立するため同業種間の連携を図る者に対して、一層低利な運転資金を融通。

3. 木材加工流通システム整備資金（4倍協調資金：貸付要件の変更）

- ① 償還期限の延長（7年→10年）
- ② 据置期間の延長（1年6月→2年）

【全体融資枠(1,268億円)】

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

[担当課：林野庁企画課]